

山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付のフロー

補助対象者

空き家・空き地バンク制度に登録した空き家の所有者、売買または賃貸借契約した入居者

◆条件

1. 廃棄物の収集運搬業の許可を受けた法人または個人事業者が処理すること
2. 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内であること
3. 家財道具等の処分が当該年度末までに終了すること
4. 市税等に滞納がないこと。

